

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年2月まで

私は、申立期間の保険料の還付金を受領したことになっているが、還付金を受領した記憶は無い。私としては、還付金を受領するより納付済期間として認めてほしい。

また、年金事務所で厚生年金保険の脱退手当金を受領したことにより「カラ期間」が発生し、その期間は年金の受給額に反映しない旨の説明を受けたが、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の還付金を受領した記憶が無く、納付済期間として認めてほしいと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間はB社に勤務し、厚生年金保険被保険者期間であったことから、オンライン記録によると平成12年6月に当該期間の国民年金保険料の還付が決定され、同年7月18日に申立人名義の普通預金口座に還付がなされていることが確認できる。

しかしながら、この厚生年金保険の被保険者であった期間は、脱退手当金が支給され、年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが過日確認されたところであり、申立人が保険料を納付してから既に35年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、申立期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 2 年 5 月まで
時期についてははっきりとは覚えていないが、市役所から督促状が送付されたので、申立期間の保険料をまとめて納付した。保険料額は 4 万円又は 5 万円ぐらいだった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、督促状が届いたのでまとめて保険料を納付したと主張しているところ、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、次のとおり訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和52年8月及び同年9月は11万円、53年9月は11万8,000円、54年7月は17万円、同年8月から同年11月までは18万円、同年12月は17万円、55年1月から同年5月までは18万円、同年6月は17万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は17万円、57年7月は22万円、58年10月から59年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年11月及び60年1月は24万円、同年3月から同年8月までは24万円、61年1月は24万円、同年3月から同年6月までは24万円、同年7月から63年4月までは26万円、同年5月及び同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月から同年10月までは24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、平成元年1月から同年4月までは22万円、同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月から同年11月までは24万円、2年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は22万円、同年7月から3年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から4年5月までは24万円、同年6月から同年9月までは26万円、同年10月は24万円、同年11月から5年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、6年1月から同年3月までは26万円、同年4月は22万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月から7年5月までは22万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、8年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から9年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から11年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは26万円及び同年11月は24万円とする。

なお、事業主は申立人に係る当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 26 日から平成 11 年 12 月 31 日まで
A 社に勤務した期間に係る厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額を確認したところ、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と比べて低くなっている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月及び同年 9 月は 11 万円、53 年 9 月は 11 万 8,000 円、54 年 7 月は 17 万円、同年 8 月から同年 11 月までは 18 万円、同年 12 月は 17 万円、55 年 1 月から同年 5 月までは 18 万円、同年 6 月は 17 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 16 万円、同年 9 月は 17 万円、57 年 7 月は 22 万円、58 年 10 月から 59 年 6 月までは 20 万円、同年 7 月は 22 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 11 月及び 60 年 1 月は 24 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 24 万円、61 年 1 月は 24 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 24 万円、同年 7 月から 63 年 4 月までは 26 万円、同年 5 月及び同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 24 万円、同年 11 月は 22 万円、同年 12 月は 24 万円、平成元年 1 月から同年 4 月までは 22 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 24 万円、2 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 24 万

円、同年6月は22万円、同年7月から3年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から4年5月までは24万円、同年6月から同年9月までは26万円、同年10月は24万円、同年11月から5年7月までは26万円、同年8月は24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、6年1月から同年3月までは26万円、同年4月は22万円、同年5月から同年10月までは26万円、同年11月から7年5月までは22万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月から同年12月までは28万円、8年1月は26万円、同年2月から同年4月までは28万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月から9年4月までは26万円、同年5月は24万円、同年6月は26万円、同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月は24万円、同年10月から11年6月までは26万円、同年7月は24万円、同年8月から同年10月までは26万円及び同年11月は24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和52年4月から同年7月まで、同年10月から53年8月まで、同年10月から54年6月まで、55年10月から57年6月まで、同年8月から58年9月まで、59年10月、同年12月、60年2月、同年9月から同年12月まで、61年2月及び平成元年12月については、申立人から提出された給料支払明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、上記訂正後に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から同年9月までの期間及び8年1月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月及び同年9月
② 平成8年1月から9年1月まで

私が会社を退職後、自宅に国民年金保険料の納付書が郵送で届いたので、私が毎月、保険料を納付したにもかかわらず、国民年金の加入履歴と保険料の納付記録が無いのはおかしい。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職後、納付書が自宅に送付されてきたので郵便局の窓口で保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録及び申立人から提出された年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成12年12月1日であることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②については国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない上、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間について、会社を退職後の厚生年金保険から国民年金への種別変更手続及び保険料の納付については記憶が定かでないとして申述するなど、当時の保険料の納付場所及び納付方法等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月及び同年12月

私は、平成16年11月に再就職した会社の厚生年金保険に加入できるのが3か月目からであったので、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、コンビニエンスストアで保険料を納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年11月に再就職した会社の厚生年金保険に加入できるのが3か月目からであったので、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、コンビニエンスストアで保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人は、15年4月1日にC県D町で、国民年金の加入手続を行っていることが確認できるものの、オンライン記録によると、同年11月から、E社の厚生年金保険被保険者となっているため、その時点で、国民年金の被保険者資格を喪失し、18年11月に被保険者資格を再取得するまで国民年金に加入しておらず、申立期間は、国民年金の未加入期間となっていることが分かる。

また、申立人は、戸籍の附票によると平成15年8月14日に前述のD町から、F県A市に転居しているが、同市において、申立人が申立期間の国民年金の加入手続を行った形跡はみられないことから、申立期間は未加入期間となり、社会保険事務所（当時）では、申立人に対して納付書を発行しないため、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストアで納付することはできなかつたものと判断される。

さらに、申立期間については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期

間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 63 年の夏又は秋頃に A 村役場で開催された年金相談会において、申立期間に係る納付書を受け取り、後日、申立期間①及び②に係る国民年金保険料をまとめて納付したはずである。申立期間①及び②について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 63 年の夏又は秋頃に A 村役場で開催された年金相談会において、申立期間に係る納付書を受け取り、後日、申立期間①及び②に係る保険料をまとめて納付したと主張しているが、その時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができない上、同村の広報紙によると、同年中に同村役場において、B 社会保険事務所（当時）が開催する年金相談所は開設されておらず、開設されたのは平成元年 10 月であったことが確認できる。

また、前述の年金相談所が開設された時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができない上、申立期間中に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、各申立期間について、オンライン記録及び A 村の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても未納とされており、その記載内容に不自然さはない。

加えて、申立人は、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年5月までの期間及び同年8月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年5月まで
② 昭和47年8月から49年6月まで

昭和50年頃に、役場から国民年金の加入案内が届いたので、妻が私の国民年金の加入手続きを行い、役場の年金の窓口で未納分の保険料を2回ないし3回に分けて合計で3万4,650円納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃に、役場から国民年金の加入案内が届いたので、その妻が、国民年金の加入手続きを行い、未納分の保険料を2回ないし3回に分けて納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は50年4月にA村（現在は、B市）で払い出されており、その時点において、申立人が20歳になった46年*月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間①及び申立期間②の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人から提出された封筒には、申立人の妻が未納分の保険料を納付したと推察する金額（合計3万4,650円）の記載があり、その金額を納付した記憶があるとしているが、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付方法及び納付場所を覚えていないと証言していることから、当時の具体的な保険料の納付状況等が不明であり、その封筒の記載金額をもって申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難い。

さらに、申立人が未納分の保険料を納付したと主張する昭和 50 年頃は、第 2 回特例納付実施期間（昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）であったため、申立期間のうち、46 年 10 月から 48 年 3 月（47 年 6 月及び同年 7 月を除く。）までの特例納付保険料（1 万 4,400 円）及び 48 年 4 月から 49 年 6 月までの過年度保険料（1 万 350 円）を合わせた未納分の保険料（合計 2 万 4,750 円）を納付することが可能であったが、その金額は、前述の封筒の記載金額と整合しない上、当時の A 村役場の窓口では特例納付保険料の収納を行っていたが、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同村の被保険者名簿には特例納付したことをうかがわせる記載は無く、当時の同村役場には金融機関は入っておらず、同村役場では過年度保険料の収納も行っていない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1414 (事案 443 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月28日から30年11月1日まで
② 昭和63年12月26日から平成元年12月28日まで
A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②に係る被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A社に照会したところ、同社では「当時の関連資料は保管されていない。」との回答があり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないこと、ii) 申立人は、作業中機械に手首を巻き込まれ切断した同僚の事故について記憶しており、その後当該同僚と一緒に野球ができるまで回復したことを具体的に申述していることから、その事故が起きた昭和29年7月時点において同社に在職していた可能性はうかがえるものの、28年10月28日以降の期間については申立人の在職について証言する者はいないこと、iii) 申立人と同時期に在職していた2人の同僚に前述の事故について照会したところ、両者とも事故後数か月間は在職していたと申述しているものの、年金事務所の記録では共に事故の2か月から3か月前に被保険者資格を喪失しており、同社の事業主は、従業員の被保険者資格喪失日について正しい届出をしていたとは考え難く、全ての従業員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、前回の申立期間である同年8月15日から30年11月1日までの期間のうち、今回の申立期間の28年10月28日以降の期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②に係る申立てについては、i) 同僚等の証言から、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年11月15日以前から、申立人及び複数の従業員が同社に勤務していたことはうかがえるものの、同日以前から厚生年金保険料を控除していたことについての証言が得られないこと、ii) 申立人が同社における被保険者資格喪失日である同年12月26日以降も勤務していたことについては、同社は既に解散しており、事業主には連絡が取れず、同僚からも申立人の退職時期についての証言等が得られないことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の申立てにおいても、当初の申立てと同様の主張をするものの、申立期間に係る在籍及び保険料控除を証明するなどの新たな資料の提出は無い上、同僚の証言も得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月25日から31年7月26日まで
A社に勤務していた期間のうち、昭和28年2月25日から31年7月26日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時においてA社に勤務していたことは、複数の従業員が「自分が勤務していた期間において、申立人は勤務していたと思う。」と証言していることから推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等については、A社の継承事業所は「申立期間当時の資料が無く、不明である。」と回答している上、複数の従業員からも証言が得られないことから、確認することができない。

また、申立期間当時、A社は、B社の事業所名で厚生年金保険の適用事業所となっているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和28年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、31年7月26日に再取得しており、オンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立人の兄についても、申立人と同日に被保険者資格を喪失し、申立人が被保険者資格を再取得した後の昭和31年10月1日に再取得している。

加えて、事業主であった申立人の父親は、申立人が被保険者資格を再取得した日に新規に被保険者資格を取得していることから、申立期間において、申立人、申立人の兄及び父親は、いずれも厚生年金保険の被保険者と

なっていないことが確認でき、申立人を含めた事業主家族は、何らかの理由で厚生年金保険に加入していなかった可能性もうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。